

各種募集しています

臨時職員の採用試験を行います

受付期間：5月15日(火)～22日(火)
 (郵送の場合は5月22日(火)消印有効)
 試験日：6月2日(土)
 (6月16日(土)に採用説明会)

業務内容：正規職員の事務補助(窓口受付業務・パソコン操作など)

採用予定者数：40人程度

※7月から9月末までの間、成績

上位者から順次採用します

応募資格・条件：パソコンの操作ができる人

賃金日額：6,890円

雇用期間：1年以内

試験内容：筆記試験・面接試験

試験会場：市役所第2庁舎6階大研修室ほか

申込方法：人事課、各支所に備え付けの申込書に記入し(写真貼付)、住所、氏名を書いた郵便はがきと一緒に、直接または郵送で、人事課(本庁舎4階 〒870-8504 荷揚町2-31)へ。

その他：詳しい試験案内を人事課、各支所で配布します。また、市ホームページでもご覧いただけます。

☎ 人事課 ☎537-5604

公立保育所の臨時保育士登録者募集

保育士資格を持つ人を随時募集しています。

勤務場所：市内の公立保育所

業務内容：保育業務

勤務時間：午前8時30分～午後5時、午前7時～午後3時30分(早出)、午前9時30分～午後6時(遅出)

賃金日額：8,060円

提出書類：市販の履歴書、保育士証の写し

その他：事前に電話で、面接予約が必要です。

☎ 保育・幼児教育課 ☎585-6015

地域包括支援センターは地域の高齢者相談窓口です

地域包括支援センターでは、関係機関と連携して、地域の高齢者を保健・医療・福祉などの面から総合的に支援しています。中学校区を基本として、市内に23カ所設置しています。ぜひ、ご利用ください。

＼こんな支援をしています！／

- 健康・介護予防・介護の不安や悩み相談
- 地域の高齢者の現状把握と介護予防の推進
- 高齢者の虐待防止・権利擁護のための活動
- 介護予防サービスの提案・提供

圏域名(中学校区)	センター名	電話番号
上野ヶ丘	上野ヶ丘地域包括支援センター	513-5103
碩田	碩田地域包括支援センター	560-0437
王子	王子地域包括支援センター	544-1223
大分西	大分西地域包括支援センター	576-8282
南大分	南大分地域包括支援センター	573-6688
城南・賀来	城南・賀来地域包括支援センター	545-1030
城東	城東地域包括支援センター	558-6285
滝尾	滝尾地域包括支援センター	567-1720
明野	明野地域包括支援センター	529-5705
原川(明治北小校区除く)	原川地域包括支援センター	547-8201
鶴崎(別保小校区除く)	鶴崎地域包括支援センター	594-1501
大東(明治北小校区含む)	大東地域包括支援センター	528-7660
東陽(別保小校区含む)	東陽地域包括支援センター	524-0892
大在	大在地域包括支援センター	528-9295
坂ノ市	坂ノ市地域包括支援センター	592-6686
植田	植田地域包括支援センター	542-7147
植田西	植田西地域包括支援センター	576-7573
植田南(寒田小校区除く)	植田南地域包括支援センター	547-7886
植田東(寒田小校区含む)	植田東地域包括支援センター	568-3310
竹中・判田	竹中・判田地域包括支援センター	597-4111
戸次・吉野	戸次・吉野地域包括支援センター	586-7170
野津原	野津原地域包括支援センター	586-4020
佐賀関・神崎	佐賀関・神崎地域包括支援センター	575-0337

☎ 長寿福祉課(地域支援担当班) ☎537-5746

地域で安心して暮らすしくみ 介護サービスをご存じですか？

介護保険は「介護や支援が必要となったとき」に介護サービスを提供し、被保険者自身とその家族を支援するしくみです。このほかにも市では、一般介護予防事業などさまざまな支援を行っています。自分らしく生きるために、これらの制度を上手に活用してみませんか。

介護や支援が必要になったら…

介護保険のサービスを利用するためには、要介護(要支援)認定の申請を行い、要支援(1・2)、要介護(1～5)認定を受ける必要があります。認定申請は、長寿福祉課(第2庁舎2階)、各支所、東部・西部保健福祉センターで受け付けています。また申請は本人、家族以外にも、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者などに代行してもらうことができます。申請の結果、非該当(自立)の認定の場合でも、一般介護予防事業や高齢者福祉サービスを受けられることがあります。

申請に必要なもの

- 介護保険被保険者証
- 主治医の氏名、医療機関名
- マイナンバーカードまたは通知カード、マイナンバーを確認できる書類
- 健康保険被保険者証
- 特定疾病名

40歳～64歳の人は、以下も必要です

☎ 長寿福祉課(介護認定担当班) ☎537-5743

介護予防・生活支援サービス事業

利用者の心身や生活状況により、サービス内容が異なります。

対象者

- 要支援1・2の人
 - 基本チェックリストで生活機能の低下が見られた人(事業対象者)
- ※基本チェックリストは、日常生活での身体、動作の状況や運動機能、物忘れの状況など25項目の質問で、介護が必要な状態について判定するものです。

●訪問型サービス

ホームヘルパー等が訪問し、調理や掃除など自分ではできない日常生活上の支援や、利用者のできるようになるよう支援します。

●通所型サービス

通所介護施設等で、食事や入浴などの日常生活上の生活機能の維持向上のための機能訓練、体操、レクリエーション等を行います。

●パワーアップ教室(短期集中予防サービス)

日常生活の自立を目的に、リハビリ専門職、栄養士、歯科衛生士が運動・口腔機能の向上や栄養改善のプログラムを3カ月間(週1回)実施し、自宅でも続けられるようアドバイスします。

※詳しくは、各地域包括支援センターへお問い合わせください。

一般介護予防事業

65歳以上の人を中心とした、生きがいづくり・役割づくりのための活動です。介護予防の知識を学び、地域の身近な場所で継続できるよう支援します。

対象者

- 65歳以上の人
- その支援のための活動に関わる人

●地域ふれあいサロン

高齢者が集い交流し、仲間づくり、介護予防を目的とした活動の場です。レクリエーションや茶話会などを行っています。

☎ 市社会福祉協議会 ☎547-7418

●健康づくり運動教室

健康づくりのための運動教室を各地区の公民館などで開催しています。はじめての人でも楽しく参加できます。

☎ 市民健康づくり運動指導者協議会 ☎514-3622

●介護予防のための健康教室

おおむね65歳以上の市民で構成する5人以上の団体に対して、出張講話を実施しています。

●お口の健康教室

【内容】歯科衛生士によるお口の健康を保つための講話・体操など

●食べていきいき教室

【内容】管理栄養士による栄養バランスのとれた食事の講話など

☎ 長寿福祉課(地域支援担当班) ☎537-5746